

(株)日産カーレンタルソリューション 重要事項説明書及び貸渡約款改定(案)〈喫煙ペナルティ関連〉 2020.01.01改定予定

【変更点】

貸渡約款

- (1) 禁止行為の一つとして迷惑行為(禁煙車両で喫煙等)を追加(第17条第10項)
- (2) 車両の汚損・臭気についてはNOCサポートプランの対象外であることを追加。(第29条第3項)
- (3) 禁煙車内で喫煙した場合は、NOCの他に違約金70,000円を徴収することを追加(第29条第4項)
- (4) 「NOCサポート制度」を「NOCサポートプラン」混在⇒「NOCサポートプラン」に統一。

NCRS貸渡約款	
修正前	修正後
<p>第17条(禁止行為) 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。</p> <p>(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第14条の貸渡証に記載された運転者及び当社が承諾した者以外の者に運転させること。</p> <p>(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。</p> <p>(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。</p> <p>(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。</p> <p>(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。</p> <p>(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。</p> <p>(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。</p> <p>(9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し汚損すること。</p> <p>(10) その他借受条件(第12条第1項に基づき当社の承諾を得て借受条件を変更したときは、当該変更後の借受条件とします。)に違反する行為をすること。</p>	<p>第17条(禁止行為) 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。</p> <p>(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第14条の貸渡証に記載された運転者及び当社が承諾した者以外の者に運転させること。</p> <p>(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。</p> <p>(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。</p> <p>(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。</p> <p>(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。</p> <p>(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。</p> <p>(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。</p> <p>(9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し汚損すること。</p> <p>(10) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙行為(電子・加熱式タバコを含む)等のレンタカーの汚損等を含むがこれに限らない)を行うこと。</p> <p>(11) その他借受条件(第12条第1項に基づき当社の承諾を得て借受条件を変更したときは、当該変更後の借受条件とします。)に違反する行為をすること。</p>
<p>第29条(賠償及び営業補償) 1 借受人は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。</p> <p>2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるNOCによるものとし、借受人は直ちにこれを当社に支払うものとします。但し、貸渡契約締結時にNOCサポート制度に加入された場合は支払を免除されます。</p>	<p>第29条(賠償及び営業補償) 1 借受人は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。</p> <p>2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるNOCによるものとし、借受人は直ちにこれを当社に支払うものとします。</p> <p>3 借受人は貸渡契約時にNOCサポートプランに加入した場合は、前項の支払いを免除されます。この場合であっても、レンタカーの汚損、臭気による損害についてはNOCサポートプランの適用除外とし、借受人はNOCを当社に支払うものとします。</p> <p>4 借受人は、借受人又は運転者が禁煙車両内で喫煙(電子・加熱式タバコを含む)した場合には、NOCの他、別途当社が定める違約金(現状回復費用を含む)を支払うものとします。</p>